

平成 28 年度 第 3 回
桐生市公共工事等入札監視委員会審議概要

開催期日	平成 29 年 1 月 30 日(月)
開催場所	市役所 6 階 605 会議室
出席委員	委員 長 白田 佳充 (弁 護 士) 委員長代理 松原 雅昭 (大学教授) 委 員 中山 裕子 (税 理 士)
市側出席者	契約検査課長、都市整備部長、水道局長 他約 20 名
	<p>今回の会議においては、次の事項について審議等が行われた。</p> <p>1. 抽出結果の報告 今回の抽出当番委員である白田委員から次のとおり抽出結果の報告が行われた。 (抽出結果報告) (1) 平成 28 年度上半期に発注した工事 157 件、測量・コンサルタント等の委託 17 件の中から 7 件を抽出し、審議の優先順位を付した。</p> <p>2. 抽出事案の審議 審議概要は、下記のとおり。</p> <p>3. 次回の委員会の抽出委員について 中山委員が抽出することとなった。</p> <p>4. その他 (1) 次回会議は、平成 29 年 5 月 17 日(水)午前 10 時から開催することとなった。</p>

委員	事務局
<p>1. 随意契約（1者随契）</p> <p>発電機固定子ユニット工事</p> <p>機械器具設置工事 <担当 清掃センター></p> <p><工事概要></p> <p>同期発電機（4500kW 6600V 力率0.9）</p> <p>固定子ユニット 一式</p> <p>制御関係部品 一式</p> <p>○基幹改良工事を行う中で、15年の稼働ができないことがわかり、この工事を行うことになったのか。</p> <p>○元の工事もこの業者が行ったのか。</p> <p>○入札の場合は競争により適正な価格となるが、随意契約の場合は価格の適正さをどのように担保するのか。</p> <p>○予定価格は事前に公表するのか。</p> <p>○予定価格はどのように積算するのか。</p> <p>○この工事ができる業者は何社あるのか。</p> <p>○この業者以外は入札できないのか。</p> <p>○プラントメーカーから見積を取って積算し、高い落札率で随意契約としているが、疑問に思</p>	<p>●基幹改良工事は焼却炉の工事ですが、発電機も焼却炉と同等の年数稼働させる必要があるため、工事を行うことになりました。</p> <p>●そのとおりです。</p> <p>●積算については、全国都市清掃会議の廃棄物処理施設点検補修工事積算要領に基づいています。材料費は、特注品のため業者の見積によりますが、実勢価格を考慮した掛率を用いて算出しています。</p> <p>●事前には公表しておりません。</p> <p>●業者から参考見積を取っています。発電機の本体価格に比べ、固定子ユニットの部品代は適正な範囲に収まっていると考えています。</p> <p>●発電機には付帯設備もあることから、プラントメーカー以外は施工できないと考えています。</p> <p>●焼却炉と密接しているため、万一のトラブルの際、発電機メーカーのみでは対応できません。プラントメーカーに依存することが多いので、性能保証のため随意契約としました。</p> <p>●プラントメーカーの見積を参考にしていますが、積算要領を基にし、見積価格よりも厳しい基</p>

<p>わないか。</p> <p>○「厳しい」ということの担保は何か。</p> <p>○プラントメーカー以外では、見積をしたり工事をしたりはできないのか。</p> <p>○業者の言いなりになってしまう心配はないか。</p> <p>○他の自治体で、団地の浄化槽管理を競争に切り替えたところ、価格が大きく下がったことがある。この事例にそのまま当てはめられないが、随意契約は常に検討の余地があるのではないか。</p> <p>○市場の実勢価格を考慮して積算することだが、どのようにするのか。</p> <p>○特殊品ということだが、業者からはどのくらいの見積が出されるのか。</p> <p>○工事ごとに事情があると思うが、随意契約にあたっては、今後も慎重に検討してほしい。</p> <p>2. 随意契約（1者随契） 桐生市市民文化会館シルクホール調光器盤改修</p>	<p>準で価格を決定しています。</p> <p>●市場の実勢価格やプラントメーカーの契約実績を勘案し、掛率をかけて積算しています。</p> <p>●発電機のメーカーは他にもありますが、焼却炉と密接している発電機であるため、この工事を行うには焼却炉を停止する必要があります。このため、発電機メーカーでは施工できず、見積を辞退することになります。</p> <p>●言いなりにならないよう、実勢価格を勘案し、適正な積算を行っています。</p> <p>●この工事は、ごみ処理施設全体の運転に支障をきたすおそれがあるため、プラントメーカーとの随意契約としました。他の工事は、プラントメーカー以外でもできるものについて、入札にしています。</p> <p>●部品は、特殊品のためメーカーの見積を参考にしています。労務費などは、市場価格とこれまでの実績を考慮して積算しています。</p> <p>●査定時よりも高額な見積となります。査定については、これまでの契約実績と同様に掛率を設定し、減額して積算しています。発電機の部品は特殊品のため、他の業者で工事をするには、分解してみないと仕様がわからず、工期的にも無理があります。発電機の稼働により、市への収入が生じるため、工期を短くするという観点からも、随意契約が適切と考えました。</p>
---	---

<p>工事 機械器具設置工事 <担当 建築住宅課> <工事概要> 照明制御装置 15台</p> <p>○15台の装置は、どのように設置しているのか。</p> <p>○調光器はいろいろな施設にあり、汎用的であるように思うが、設置業者でないと施工できないのか。</p> <p>○この機器は、設置から何年経過しているのか。</p> <p>○仮に、設置業者が倒産してしまったらどうするか。</p> <p>○設置業者以外では全く不可能なのか、という疑問はあり、不可能だとすると、設置した後を見込んで当初の入札がされるように思われる。</p> <p>○随意契約の判断は難しいが、この委員会での審議を踏まえ、業者と市と市民、それぞれの利益となるよう改善して欲しい。</p> <p>○操作盤の改修など、別の工事も同じ理由で随意契約を繰り返すことになると、判断の余地がなくならないか。</p> <p>○市民文化会館の照明は、全てこの業者が設置したのか。</p> <p>3. 指名競争入札</p>	<p>●ホールの中に設置した装置になります。操作用の機器が1台あり、照明を制御するための装置が15台あります。</p> <p>●当初の設置工事の段階では、複数の業者による競争が可能です。しかし、設置したものを安定して使用するには、その業者の部品やノウハウを活用することが重要となります。他の業者が施工した場合、事故やトラブルの際の責任が明らかでなくなるため、随意契約が適していると考えています。</p> <p>●18年経過しています。</p> <p>●部品の製造業者を探すなど、別の対応策を検討することになります。</p> <p>●随意契約については、様々な意見があると思いますので、今後とも業者の選定にあたっては慎重に検討してまいります。</p> <p>●御指摘の点は十分に考慮してまいります。事故やトラブルの問題がある場合には、随意契約がより適した方法と考えています。</p> <p>●4か所の舞台照明は、この業者が設置したものです。</p>
--	---

<p>し尿膜分離装置整備工事 機械器具設置工事 <担当 境野水処理センター> <工事概要> し尿膜分離装置整備工事…一式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・膜分離装置 1基整備 型式 UF0 150 回転平膜型 (膜面積 135m²/1基) ・平膜取替…1基 (180枚) 材質 ポリスルホン φ750 ・軸受、軸シール、軸スリーブ、ロータリージョイント、インバータ等取替 ・透過液ポンプ 1台整備 型式 VIKING KK4724 2.2Kw×400V ・ギヤードモーター、メカニカルシール、アイドラーピン等取替 ・インバータ 9台整備 凝集汚泥、余剰汚泥、凝集膜透過液、生物膜透過液ポンプ、低濃度臭気ファン 計9台 <p style="text-align: center;">※ φ = 直径</p> <p>○市内業者は入札に参加しているか。</p> <p>○この工事は、新たに機器を設置する内容か。</p> <p>○この工事は、設置業者以外でもできるのか。</p> <p>○市内業者でも施工できるのか。</p> <p>○工事内容は市で指定するのか。</p> <p>○膜分離装置は複数あるのか。</p> <p>○そのうち1台に不具合があったということか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●3社参加しています。 ●既存の装置1基を分解整備する工事です。 ●膜分離装置の平膜を製造しているのは、設置業者以外の会社であるため、他社でも施工可能と判断しました。 ●市内業者もメーカーと取引できるため、施工できると判断しました。 ●運転管理の受託業者が点検を行っており、その結果に基づき設計しています。 ●合計8台あります。 ●メーカーの推奨する使用期間を過ぎているた
---	--

4. 随意契約（1者随契）

流関 下水道管渠築造工事（面整備事業）

土木工事 <担当 下水道課>

<工事概要>

φ200mm管布設工 L=34.6m

マンホール設置工 4箇所

付帯工一式

※ φ=口径、L=延長

○同一箇所で2以上の業者が施工すると、必ず割高になるのか。

○既にこの現場で工事を行っており、そこに追加発注するという事か。

○変更契約の理由として、現場発生土が埋戻しに不適合とあるが、事前にはわからなかったか。

○現場発生土で埋戻せないことは、あまりないことか。

○埋戻し土として不適合というのは、どのようなことか。

○不適合になることがありうるとなると、事前に調べる必要がないか。

○調査は設計後に行い、不適合の場合には追加の費用がかかるということか。

○設計前に調べると、多額の費用がかかるのか。

め、点検を密に行い、1台ずつ更新しています。

●重機の回送や、現場事務所の設置を業者ごとに別々に行うため、割高となります。また、工程管理も難しくなります。

●はい。群馬県が県道の拡幅工事を行っており、その竣工後2年間は工事ができなくなるため、県の工事に併せて下水管を設置する工事です。

●県が工事を行うにあたり、同時に下水道工事を行うかどうか確認してきたのですが、その時点では現場を掘っていないため、現場発生土の土質まではわかりませんでした。

●はい。通常は発生土で埋戻すこととなります。

●県の工事必携に基づき、分析を行ったところ、固めることができない土であったため、置き換えが必要となりました。

●県から毎回分析するよう指導されており、基準を満たすかどうか調査しています。

●そのとおりです。

●大規模ではないものの、舗装をカットすること

○変更契約の「設計額」と「契約金額」とは何か。

○県の工事の後 2 年間は施工できないというのが、随意契約の理由となっている。このことは抽出事案説明書に明記しておくべきである。

○「単独発注の場合の設計額」と「同一業者へ発注する場合の設計額」とは何か。

5. 指名競争入札

流関 下水道管渠築造工事 (H28川内1号)

土木工事 <担当 下水道課>

<工事概要>

φ200mm管布設工 L=73.0m

マンホール設置工 2箇所

汚水樹設置工 11箇所

付帯工 一式

※ φ=口径、L=延長

6. 条件付き一般競争入札

流関 下水道管渠築造工事 (H28川内7号)

土木工事 <担当 下水道課>

<工事概要>

φ200mm管布設工 L=196.0m

マンホール設置工 8箇所

汚水樹設置工 20箇所

付帯工 一式

※ φ=口径、L=延長

になります。設計前に調べる場合、別途の発注が必要となるため、工事を行う中で調査することとしています。また、下水道の土質調査はかなり深く掘削する必要があります。

●設計額は市で積算した額で、増工となった分、発注時よりも増額となっています。この設計額に落札率を乗じた額が、変更後の契約金額となります。

●承知しました。

●合算経費のことで、県の工事と一体で施工することにより、経費が削減できることを示しています。

7. 条件付き一般競争入札

流関 下水道管渠築造工事 (H28川内4号)

土木工事 <担当 下水道課>

<工事概要>

φ200mm管布設工 L=100.0m

マンホール設置工 4箇所

汚水樹設置工 11箇所

付帯工 一式

※ φ=口径、L=延長

○5~7は、同様の案件であるため、一括して審議したい。

○「事後審査方式」とは何か。

○事前審査とすることもあるのか。

○指名競争入札と条件付き一般競争入札は、どのような基準で決めているのか。

○対象となる業者の等級は、どのような基準で決めているのか。

○5~7を比較すると、予定価格の低い工事のほうが、業者の入札金額にばらつきがあるように思われる。

○この3件は落札率の差が大きいですが、どうして

●条件付き一般競争入札は、公告をして参加希望業者を募るもので、参加申請があった業者について、参加資格の審査を行います。この審査は、開札執行後、最低価格の業者のみを対象に行い、資格があれば落札決定をし、なければ次順位の業者を対象にし、落札業者が決まるまで行います。参加資格の審査を入札前に全業者分行う場合と比べ、事務量を減らせるメリットがあります。

●桐生市では全ての条件付き一般競争入札において、事後審査方式としています。

●消費税を含む設計価格が、おおむね1,000万円以上となる場合、条件付き一般競争入札としています。

●土木工事の条件付き一般競争入札の場合、1,500万円以上であればA等級のみ、それ未満の額であればA又はB等級を対象としています。

●業者は工事ごとに積算して入札金額を決めており、予定価格の高い工事でもばらつくことがあって、一般的な傾向はありません。

●5と7の工事は、上半期でまだ受注が少ない時

か。

○業者の選定基準は、何によって定めているのか。

期であったため、業者の競争意識が強かったと考えられます。

●桐生市建設工事等請負業者選定要綱に規定しています。